

各位

2026年5月13日
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強
MAIL : info@stracap.jp

株式会社ゴールドクレスト（東証スタンダード：コード8871）への株主提案について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンド及び弊社（以下「提案株主」と総称します。）は、株式会社ゴールドクレスト（以下「当社」といいます。）の株式を約15%保有しています。

提案株主は、今般、当社に対し、来る6月開催予定の当社の定時株主総会において株主提案権を行使する書面を発送しましたので、本件を公表いたします。

記

議題1. 定款一部変更（剰余金の配当等の決定機関）の件

（概要）期末配当の決定が取締役会で行われており、株主に意思表示の機会が与えられていない現状を是正するために、期末配当の決定を原則として株主総会で行うことを提案します。

議題2. 剰余金の処分の件

（概要）自己資本が過剰に蓄積された状態を是正するために、DOE8%又は配当性向100%のいずれか大きい方の額を配当することを提案します。

議題3. 特定の株主からの自己株式取得の件

（概要）当社の代表取締役社長である安川秀俊氏が、当社の支配株主であることを利用し、少数株主の意向を無視した経営を行い、当社の株主価値を毀損し続けている状態を是正するために、安川秀俊氏が直接または間接的に保有する当社株式を、当社が自己株式として取得することを提案します。

※本議案は議題2. が可決された場合は採決されません。

以上

（添付資料）提案株主が当社に提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

提案株主が当社に提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

[1] 提案する議題の内容（全文）

1. 定款一部変更（剰余金の配当等の決定機関）の件

現行の定款の第38条を以下のとおり変更する。（下線は変更部分を示す。）

現行定款

（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

変更案

（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。ただし、会社法第459条第1項第4号に掲げる事項のうち、期末配当に係る事項を取締役会の決議によって定めることができるのは、本定款に定められた期間内に定時株主総会を招集することができないと客観的かつ合理的に見込まれる場合に限る。

2. 剰余金の処分の件

本株主総会において、剰余金の配当の決定権限を株主総会に認めるための定款の一部変更議案が承認可決されることを条件として、以下の通り剰余金の配当を行う。

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭

（2）配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

以下（ア）及び（イ）において算定される金額のうち、いずれか大きい金額を、当社が提案する剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額又は当社定款第38条に基づいて第35期定時株主総会の開催日までに2026年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決議した普通株式1株当たりの配当金額（以下、会社側利益処分案及び当社取締役会の決議に基づく配当金額を総称して「会社配当金額」という。）並びに本定時株主総会における会社側利益処分案及び本議案以外の剰余金処分に係る議案（以下「その他利益処分案」という。）の可決によって実施される普通株式1株当たりの配当金額（以下「その他配当金額」という。）に加えて配当する。

（ア）第35期1株当たり当期純利益金額（小数点以下切捨て。）から、会社配当金額、その

他配当金額及び第35期普通株式1株当たりの中間配当金額50円（以下「中間配当金額」という。）を控除した金額

（イ）第35期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。以下同じ。）の金額（小数点以下切捨て。以下同じ。）に、0.08を乗じた金額から、会社配当金額、その他配当金額及び中間配当金額を控除した金額

なお、配当総額は、（ア）又は（イ）で算定された金額のいずれか大きい方の金額に当社の第35期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

当社の本株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第35期定時株主総会に会社側利益処分案又はその他利益処分案が提案された場合、これらの提案とは独立かつ両立するものとして、追加で提案するものである。

3. 特定の株主からの自己株式取得の件

本議案は、「2. 剰余金の処分の件」が否決された場合または採決されない場合に限り、採決する。

（1）取得する株式の種類

普通株式

（2）取得する株式の数

19,836,820株

（3）取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

（4）取得と引換えに交付する金銭等の総額

本総会の開催日前日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）と、取得についての契約を締結する日の前日までの間で契約締結日に直近の当該市場における当社株式の約定価格の、いずれか低い方の金額に取得する株式の数を乗じた金額とする。

但し、これにより算定した金額に会社配当金額及びその他配当金額を加えた合計額が、本総会の日または取得についての契約締結日における会社法461条に定める分配可能額を上回る場合、当該分配可能額（2つの分配可能額の金額が異なる場合、いずれか低いほうの金額）から会社配当金額及びその他配当金額を控除した金額を総額とする。

（5）株式を取得することができる期間

本総会終結の日から2026年9月30日まで

(6) 取得する相手方

安川秀俊、株式会社ミューアセット及び株式会社エスディサポート

なお、自己株式の取得にあたって安川秀俊、株式会社ミューアセット及び株式会社エスディサポート（以下「安川ら」という。）に株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条1号により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主には、会社法第160条の第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じない。

[2] 提案する議題の理由（全文）

1. 定款一部変更（剰余金の配当等の決定機関）の件

当社は、期末配当の決定を株主総会ではなく、取締役会で行っているため、株主の意見が配当に反映されず、結果として非合理的な配当方針が続いている。

例えば、当社の自己資本比率は、2025年12月末時点で59.1%に達しており、マンション開発・分譲業界中央値の31.1%を大きく上回っている。つまり、当社はこれ以上自己資本を積み増す必要性がないにもかかわらず、十分な配当を行わず、自己資本を積み増し続けているのである。

さらに、当社は同族会社として留保金課税を課される状態にあり、実際に過去10年で12億円以上の留保金課税が発生したと推定される。当社が十分な配当を支払えば、留保金課税を回避できるにもかかわらず、当社取締役会は徒に留保金課税を支払い続け、当社株主の財産を毀損している。

このような当社の非合理的な配当方針を是正するために、まずは原則として、期末配当の決定機関を株主総会とすることを求める。

2. 剰余金の処分の件

当社は、過剰な自己資本の蓄積によって、資本効率が低下し、株主価値が毀損されている。

上述のとおり、当社の自己資本比率は業界中央値を大きく超えており、自己資本を過剰に蓄積した状態にある。そして、過剰な自己資本の蓄積は当社のROE低下の原因となっており、実際に過去10年の間、当社のROEが8%を超えたことはない。マンション開発・分譲業界に属する41社のうち、過去10年にわたって、ROEが8%を超えたことがないのは、当社のみである。

そして、ROEの低迷は株価の低迷につながり、当社の株価は解散価値未満の水準で10年以上にわたって推移している。つまり、過剰な自己資本の蓄積によって当社の株主価値は毀損されている。

そこで、当社の過剰な自己資本の蓄積を是正し、当社の株主価値を向上させるために、DOE 8%に相当する水準の配当の実施を求める。

3. 特定の株主からの自己株式取得の件

本議案では、当社代表取締役社長の安川秀俊氏が実質的に保有する当社株式のすべてを、当社が取得することを求めている。

安川氏は1992年から当社の代表取締役社長を務めているが、ROEは2010年3月期以降、連続して8%を下回り、PBRも2014年1月27日以降は連続して1倍を下回っている。

2025年6月の定時株主総会では、安川氏の取締役選任議案に対する安川らを除いた少数株主の賛成率は11.5%に留まり、少数株主が安川氏を信任していないことは明らかである。しかし、安川らが議決権の59.7%を保有しているがために、安川氏は代表取締役社長として今もなお当社の株主価値を毀損し続けている。

そこで、安川らが提案株主による増配提案に反対して株主価値の毀損を継続する場合は、少数株主の意見が経営に反映される正常なガバナンスの実現と資本効率の改善のため、安川らが保有する全株式を当社が取得することを求める。

以上